

添付資料一覧表（三田市防火基準適合表示要綱より抜粋）

別表第1（第4条関係）

報告書等の種別【根拠法令】	備考	
	表示マーク（銀）	表示マーク（金）
防火対象物（防災管理）定期点検報告書（写）※1 【法第8条の2の2（法第36条において準用する法第8条の2の2）】	申請日から過去1年以内に実施した報告書	前回の申請日以降に実施した全ての報告書
防火対象物（防災管理）点検報告特例認定通知書（写）※2 【法第8条の2の3（法第36条において準用する法第8条の2の3）】	申請日直近の認定通知書	申請日直近の認定通知書
消防計画に伴う訓練実施届出書 【三田市火災予防規程（昭和51年消防本部訓令第1号）第5条】	申請日から過去1年以内に実施した届出書	前回の申請日以降に実施した全ての届出書
消防用設備等点検結果報告書（写） 【法第17条の3の3】※3	申請日から過去1年以内に実施した報告書	前回の申請日以降に実施した全ての報告書
製造所等定期点検記録表（写） 【法第14条の3の2】	申請日から過去1年以内に実施した記録表	前回の申請日以降に実施した全ての記録表
定期調査報告書（写） 【建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条】	申請日直近の定期調査の期間内に実施した報告書	申請日直近の定期調査の期間内に実施した全ての報告書

※1 法第8条の2の3（法第36条において準用する法第8条の2の3）に基づく点検及び報告の特例の認定がされていない場合

※2 法第8条の2の3（法第36条において準用する法第8条の2の3）に基づく点検及び報告の特例の認定により防火対象物定期点検報告が免除されている場合

※3 消防用設備等点検結果報告の内容に不備事項があった場合は、不備事項の改修記録・報告書等を添付すること。